

令和5年5月16日

内閣総理大臣

岸田 文雄 殿

---

---

『G7 広島サミットを契機とした核軍縮・不拡散への転換』を目指して

---

---

公明党代表 山口 那津男

公明党核廃絶推進委員長 谷合 正明

公明党青年委員長 國重 徹

核兵器とその運搬手段の高度化が進み、さらにはウクライナを巡る危機により、核兵器使用の危険性がかつてない程高まっている。冷戦の終焉とともに減少を続けてきた世界の核弾頭数も、本年中に増加に転じるとの予測も示されている。対立と分断の様相を深める世界は、歯止めのきかない核軍拡競争への瀬戸際に立たされている。

今こそ、唯一の戦争被爆国である日本が「核兵器のない世界」に向けて、より一層具体的な行動を起こさなくてはならない。日本政府には、主催する G7 広島サミットを契機として、世界が核軍縮・不拡散の国際潮流を取り戻すための強力なリーダーシップの発揮を求めて、以下の通り提言する。

記

- 一、 G7 広島サミットにおいて、「核戦争に勝者はなく、また、核戦争は決して戦われてはならない」とした昨年1月の5核兵器国(N5)首脳の共同声明、および「核兵器の使用またはその威嚇は許されない」とした昨年11月のG20首脳宣言の内容を再確認すること。また、直面する核兵器使用のリスク・リダクションのための具体的方途を協議すること。加えて、ロシアによる新STARTの履行と後継条約協議の再開、中国による透明性をもった軍備管理体制構築への参画に向けた率直な対話を呼びかけること。
- 二、 各国の政治リーダーが平和記念資料館の見学、ヒバクシャとの対話などを通じて被爆の実相に触れられるよう最大限努力するとともに、市民社会と若者が議論に参加できる機会を提供すること。また、参加者による長崎訪問が可能となるよう配慮すること。

- 三、 ロシアによるザポリージャ原子力発電所などの原子力施設に対する攻撃は、ジュネーブ条約に対する明白な違反である。G7 として、施設サイト内で活動する IAEA 専門家チームを支援するとともに、紛争地における原子力安全および核セキュリティの確保に取り組むこと。
- 四、 カザフスタン共和国・セミパラチンスク核実験場、仏領ポリネシア、中国・ロプノール実験場をはじめ、世界では約 2,000 回を超える核実験が繰り返され、多くの健康被害が報告されている。今後は、日本としてこうした世界の被爆地との連携を強化するとともに、G7 諸国の理解と協力を得ながら、核兵器使用に伴う非人道的結末、環境破壊の影響の検証と知見の発信に努めること。
- 五、 核兵器の使用・威嚇・拡散を防止するためには、NPT のさらなる維持・強化が不可欠であることから、NPT 上の義務を履行する非核兵器国に対する消極的安全保障の法的拘束力化などの実現に向けて、G7 として積極的発信を行うこと。併せて、これらの法的規範性を強化するために、世界 92 か国が署名し、68 か国が締結する核兵器禁止条約の議論にも日本として背を向けるべきではなく、本年 11 月末に開催される第 2 回締約国会議にオブザーバー参加し、核兵器国と非核兵器国との間の「橋渡し」の役割を追求すること。

以上